

社会福祉法人美熊野福祉会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美熊野福祉会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 非常勤役員等の報酬については、別表1に定めるものとする。ただし、同日に連続する複数の会議に出席した場合は1回の出席とみなす。また、当法人の職員として給料等を受ける者にあたっては、報酬を支給しない。

2 常勤役員等の報酬については、別表2に定めるものとする。

3 非常勤役員等が、理事会または評議員会の議案について書面または電磁的記録により、同意の意思を示して決議があったものとみなされた場合には、別表1により支給するものとする。ただし、交通費は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 非常勤役員等の報酬については、役員会等出席の都度に現金にて支給する。

2 常勤役員等の報酬については、当法人の職員に準じて支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が公務のため旅行した時は、当法人の職員出張旅費規程に準じて支給する。

2 非常勤役員等が旅行した時は、第3条の報酬も合わせて支給するものとする。

3 非常勤役員等が役員会等に出席した場合は、職員出張旅費規程第6条に定める交通費を支給するものとする。ただし、当法人の職員として給料等を受ける者にあたっては支給しない。

附 則

この規程は、平成29年1月13日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日よりその一部を改定する。

別表 1

区 分	報 酬 額
理 事	1回 5,000円
監 事	1回 5,000円
評 議 員	1回 5,000円

別表 2

区 分	報 酬 額
常 勤 理 事 長	・月額 200,000円 ・賞与・退職金は職員に準じる